

くものは宜しいとしても、其の水量は何時間よいものであるか、一體「ハンドポンブ」は一時間どの位の水を要するか、幹部員でも知らない者がある。蒸汽「ポンプ」は種類にも因るが先づ一時間に三百五十石位「ハントポンプ」の如きは九十石から八十石位であるが、一つの井戸で一時間續くものはあるまい。水の無くなつた時においそれと隣の井戸迄持つて行かうとしても直ちに持つて行かれるものでない。唧筒の据換は甚だ困難であるから、此點に就ても研究を願ひ度い。而して消防組が水汲器具を持つて居る者が幾らあるか、普通の家の釣瓶は愈々水を汲まうとして見ると役に立たぬものが多い。井戸なども豫て演習の時に消防の計画を立て、置いて一度位は行つて見た方がよい、組頭の處には土地の圖面、水利の圖面を作つて置いて其横幅は幾らあるか、水利は如何であるか、土地の高低如何、家具等は何の邊に出せるかと云ふことなども豫てから調べて置くがよい。今日では其の計画が立つて居らぬ爲めに表の火事の時に裏に行かうとしても中々裏に行くことが出来ない。又「ボ

ンブ」の筒先は何處に水を用ゆれば効果があるか、其の研究も充分でない、東京では消防員が屋根に上り過ぎて困る位であるが、地方では屋根に登ることは少ない、筒先を持つて屋根に登るには重いから椅子がなければ登れない、消防組が火事場に来るに兎角機械を持つて來ない。椅子も刺股も持つて來ないことが多い。ポンプさへ持つて行けばよいと云ふ風である。隣の壁を破つて筒先を入れて消さうとしても鳶と筒先と一處になつて居らぬから之も出來ないことである。又筒先の處に小頭が居つて命令すると云ふことは必要であるが往々にして小頭の居所が分明せぬことがある。又電燈が唯一の明りとなつて居る處では夜火事があつたならば、電燈は消へて仕舞ふから、荷物は出すことの出来るものでも之を出すことが出来ないのみならず、或は生命さへも危険に陥る場合があるから補助燈火を用意して置ねばならぬ。斯う云ふ風で消防の訓練が出求て居らぬ。命令、服従、實行と云ふ關係が滅茶々々である。消防は義勇事業とは云へ命を捨てゝ迄活動する者は多くはない。偶に屋根

あたりから落ちて死ぬ者があつても過失の死方として居るもう少し義勇的に本氣眞面目に働く様にしたいと思ふ。又家を壊はすときには消防と警察と相談し協同して行ふ様にしなければならぬが、今日では此の連絡が充分でない。消防役員の請求に依て破壊消防を敏活に執行した場合が多くないのである。

□火元が安全飛火で五十軒

之を要するに消防の訓練が出来て居らず、消防の計劃が出来て居らぬから、所謂火事場の本藝をやり面喰つて何時もの訓練何處へやらで、組頭が部下を手足の如くに使ふことは出来ない。消防組の人々にても今少しく消防觀念を持つて貰ひ度い。今日實際消防觀念がないと云つても敢て過言ではない。火事は水を掛けて消して仕舞へばよいと云ふことのみで、豫てから或一定の計劃を以て消防に關する諸種の研究を積み之を土臺として訓練を爲すと云ふが如きことがないのである。例へば火災

の原因又は結果影響等でさへ消防組として研究が出来て居らぬのである。又消防組員が餘りに黙つて居過ぎる。もう少し注意は勿論小言も云ふて貰ひたい。一般の人は洪水に対する點から水源涵養の森林問題を惹起することは多いが、火災の爲めにする風防林の問題は餘り聞かないのである。電燈の柱を建つるにしても、町の道幅の問題ありとしても、消防組は之に對して此の故障などは起さない様である。家を建つるにしても、橋を架けるにしても、消防組から今少し八ヶ間敷く言つて貰ひ度い、裏に家が出来るにしても道も何もない處に立派な家が出来、其家に若し火が付いたとすれば如何して消すか、袋小路など作るが如き充份故障を云つて貰ひ度い。嘗て静岡縣駿東郡の鷹根村で煙突の火の子が隣の藁屋根へ付いて二十何軒焼けたが、其の火元は焦げもしなかつた。其處で焼けた人々は非常に激昂して火元の家を壊して透出して仕舞へと騒ぎ立てたのである。之も消防組員及近隣の人が平常から、其の煙突を見て居つて少しも小言を云はないで居りながら、火の原因を爲したと云

ふので忽ち逐ひ出すと云ふことは酷い話である。例へば特殊關係の家屋、即ち火を使ふことの多い家屋寄席劇場料理屋とか云ふ火鉢などを多く使ふ家があるが、此等に對しては消防組の人は特に氣を付けなければならぬ。先づ五十人の客があるとすれば、一つ宛ても五十の火鉢が出て居る。此の火鉢は誰が始末をするか、夜遅く迄客が酒を飲んで騒いて酒に酔つた女中が、客の歸つてから眠い眼を擦りながら宣い加減の片付をして死んだやうになつて寝て仕舞ふ。之は後で女將に見廻つて貰はなければならぬ。或は消防組の人が火鉢の注意てもして貰はなければならぬ。又鍛冶工場など家の者は火に慣れて居るから、火の始末は粗略である、其他火を使用すること多き家には充分なる注意を要するのである。

□ 一番効力ある方法

此の火災豫防に就て一番効力ある方法は火災豫防組合を作ることである。之は是

非試験をして貰ひたいのである。例へば百軒ある町とすれば十軒宛十組作つて火災豫防の方法を講ずるのである。火災季節には此等の者が寄つて詰合を爲し、火元改め位はする。平常から色々氣を付けて「ランプ」は金屬製のものを使ふやうにするとか、子供が「マッチ」を持つて居つては危険であるから持たせない様に注意するとか、煙突の掃除を監督するとか、さう云ふ風に他家の缺點を拾ひ出して互に注意をして改める様にし、毎年十組の正副の組長が二度位は集會し各組にて實行したる手段方法を披露し、模範的のものがあれば見に行つて研究する、斯う云ふ組合事業を到る所に實行することにしたならば、必ず効力があるに相違ないと信ずるのである。

□ 屋根の付け目

それから東京では仕事師などが居るから破壊消防は甘く行はれるが田舎では破壊も容易でない、消防は總て其の職業と關聯した處の役を當てることが必要である。

左官大工と云ふ様な人を家を破壊する方に使へばよいが、破壊消防の仕方などは訓練がしてない。家の建方を知つて居る者は懷はし方が上手であるが、其様に田舎では役割が出来て居ない。彼の根津の火災で余の得た経験は藏である。或人の話を聞くと請負にして建てた藏の焼け方が多かつたと云ふことがある。石の藏で外廓計りは残つても真中は焼け抜けて居る。或は壁の石の間も火が通つて居る、概して石の薄いものは焼けて居る、石の藏は屋根との付目が不完全の様である。此の石藏に就ては諸種の缺點が有つた様に思はれる。土藏は半分残つて居る、昔出来たものは比較的完全である。此頃のものは何に限らず兎角上部のみで實質は駄目である。今後都鄙共に事業増加する土地では必ず火災は多くなるものである。昨是今非を目覺して相當の方法を講ずる事にしなければならぬのである。(岩井敬太郎述)

火災と各種研究

□火災は恐るべし

火災の恐るべきものである事は、三歳の児童と雖も能く知る處である。既に火災の恐るべきものとすれば、之を警防する消防は、何れ位必要のものであるかと云ふ事は、これ又云ふ迄もない事である。畢竟するに國に兵備がなければ、常に他國の侮りを受けて國務の發展しない如く、消防の施設なき町村は、毎に火災の侵略を受け其の發達を斯することは出來ないのである。若し町村の發達を期すことが出来ぬものとすると、從て國家の發達を期することも出來ないのである。故に余は此點より推して、消防は唯各個の生命財産を保護するのではなく、實に國家の富を擁護する此以所の道であると信じて疑はぬのである。箇様に個人としても國家としても、必要缺くべからざる此道に對して、社會が如何に之を見て居るかと云ふに、感憾ながら餘り眞面目に之を見て呉れる人がないかの如くに思はれるのである。消防

の施設經營に關することに就てお話を致すと、誰か不賛成を稱へる人はない。何れも賛成はして呉れるものゝさて實行の事になると、他に幾らも緊要の事があるとか此方が急ぐとか云ふ様な事で、何時も跡廻しにされて居るのである。之れは一般に火災を天災の如く考へて、人生免れ難いものであるかの如くあきらめて居ると、もう一つはさう數々場るものではない、アアそんなに急がなくとも大丈夫であると云ふやうな撓倖心から、一日／＼と送つて居るのであらうと思ふ。

□ 消す時の動作

それからもう一つは、消防の動作其物が労働的である爲に、如何にも下等の仕事であるかの如く誤解して、自然有力の人が直接に力を注いて呉ながら、一層世間の人の注意を喚び起さぬであらう。此の労働的で體裁が悪いと云ふ様な考へは、別に論ずる程の價値もないのであるが、其の結果として、社會が消防なるものゝ眞價を

没却するに至つては由々敷大事であると思ふ。此の點に就ては其道にあるの人とは、大に研究致さなくてはならぬ問題であると思ふ。

□ 直接間接の手段

それで我國の状態が斯様であるから何れの國も左様であるかと云ふに、夫ればまた著しき相違がある。聞く所に依れば彼方では器械の設備とか職員の訓練とか、格段の進歩を爲して居るばかりでなく、社會が一般に消防職員を優遇する點に於ても、實に雲泥の差があると云ふことである。然らば何の位迄消防に重きを置いて居るかと云ふに、先づ柏林の消防は、獨逸皇帝陛下から御名前の冠字を貰つて夫れを徽章として居る。斯様な事は軍隊の方にもない例ださうて、此の冠字は W と云ふ字で上は消防の司令長より下は消防手に至るまで、皆肩章として着けて居るのである。同じ伯林であるが、消防の負傷者を皇帝陛下が見舞はれた實例がある。それから伊

太利の皇帝陛下は、消防の名譽司令長をされて居る。其他何れの國でも、直接間接に、高貴の方や立派な方々がそれ／＼消防の爲めに力を盡されて居る所はたゞに一二に止まらないのである。

□ 消防と世人

それから一般の社會の人は何うであるかと云ふに、是れ亦消防の爲めに多大の後援を爲して居る。例へば佛蘭西の巴里、此所にある消防は軍隊消防であるから、其待遇は凡て軍人と同一である。而して恩給扶助料病傷者の手當等少しも一般軍人と變りがない。其上に又公務の爲めに殞れた者には、市町村は扶助法を設け尙其外に特志家の義捐金を集め、或は音樂會、舞踏會等に看守として、特別を勤務をした時の收入金を積み立て置いて、是れを贈與するとか、又た火災保險會社でも大會社では利益の一割を提供して、消防職員救濟費として、救濟會に寄附するのである。

是れは各國何れもやつて居るが、其の提供の率は會社の大小に依つて異つて居る。又た消防職員の爲めに暑中休暇に避暑すべき好適地に、特に消防品の俱樂部を設けて而してそれには總ての娛樂をも設備して置き、それから火事場に於ては、消防員を後援する爲めに赤十字社と云つたやうな消防の救護團があつて、婦人で組織した團體であるが、いざ火事だとなると、消防員が火事場に出掛けた時に、カヒー車と云ふ立派な馬車を繰り出して、バンやビールを消防員に給養して、士氣を鼓舞する事に勉めて居るのである。

□ 火災と火炎保険

英國は日本と同じく、消防は警察に屬して居ります。それで其の待遇は凡て警察官と同一になつて居る。而して又各自の醵金に依て相互保險の方法も備へて居る。夫れから奥地利、之も特別の扶助金があるのである。退隱料及遺族扶助料として、

消防組の分擔金、又は有志家の寄附、並に縣の補助等を土臺として備て居るが、其大部分は保険會社の納附金である。前にも云ふ通り火災保険會社は消防組管轄内の被保險人に對する純益の一割乃至二割を消防の爲めに必ず出す事になつて居る。其の外に死亡賜金、即ち我國の祭資料の如きものもある。又は養老資金、疾病資金等も備つて居つて、消防手を扶助して居る。夫れのみならず、此の消防の爲めに、扶助或は救護する所の設備が完備して居つて、一朝負傷者などのある時は、其の私設の救護團體から馬車を以つて迎に來る。而して病院に連れて行つて手當を加へる。匈牙利は消防手より一定の金を出して積んで、夫れて災禍を救護することになつて居るが、内部から集めるのは強制しないで、別に扶助資金を作り、又は火災保険會社と契約して特別に消防手の災禍を保険させて居る。和蘭、之れなども奉職三年の後に退職した者は退隱料を與へる。若し怪俄^{リヤク}でもして引いた者は、一年ても二年でも之を與ふる事になつて居る。職務不能となつて退隱する者は、五十五歳を制限と

して別に養老金を給し、然らざるも六十五歳以上に至れば養老金を與へる事になつて居る。夫れから和蘭であるが、消防手の家族には無利子の貸付をなしたり、新聞の縦覽をさせたり、又冬は燃料を給したり、夏は避暑旅行を爲せたり、又は或時は樂隊を遣つて慰めたり。圖書館を備へたり、遊戯場を設けたりして、之を歓待する組織が出來て居る。次は獨逸、獨逸は又一層進んで居る様で、例へば普魯西、此處では火災保険會社の組合を設けて消防の義金を出し、一方は市町村よりも相當の金を出して居る所もあり、又人に割に分擔金を徵收して居る所もある。而して保険會社の組合は市と同一の金額を納付することになつて居るのである。「ハンノベール」などにては、恩給年限の計算を消防職員に限り倍加して居るのである。丁度我國の従軍者の様に、一ヶ年を二ヶ年宛計算するのである。

□ 火災と同情

伯林市になると、消防扶助の財團が都合十二もあつて、其第一は消防の職員の出金から出來た財團で、専ら公務上の死傷者の爲めに備へ、第二は火災保険會社の醵金を基礎として、夫れに保險會社や其他の寄附金を加へて、公務上の負傷者を救助し、又は其の寡婦孤兒を扶助したり、或は消防隊の精神を鼓舞する爲めに用ひたりして居る。第三は種々なる名義の下に集つた金を制殖して、消防の職員の遺族孤兒を救護する目的に供して居る。第四は「クルーゲ」と云ふ篤志家より出した金で、之は重に消防組員の廢疾になつた者を救護するので、第五之も或特志家の遺言に依り寄附されたる金を以て出來た財團である。第六、第七も或る特志家の遺言に依つて寄附されたる金を以て出來た財團である。第八は消防の寄附金より成つたものである。第九、第十此れ亦篤志家の寄附金より出來て居る財團である。之等は皆消防職員、並に其遺族に惠與する目的のものである。第十一は消防職員の懲罰金を積むだ者て、其利子の一部を以て消防職員の寡婦孤兒に給する事になつて居る。第十二

としては先帝の皇后即ち「アウグスタ」女皇陛下が、基本金を下賜されたので、それを土臺に有志の寄附を募り、消防の扶助を爲して居るのである。以上伯林に於ても、消防扶助の財團が都合十二種類ある。其時、私人が消防の爲めに義捐金を出して居るものも決して少くはない。又他の國に於ても、種々なる組織を以て消防職員を優待し、又は扶助して居る有様は、多少の差違はあつても何れも皆多大の同情を以て竭して呉れて居るのである。

□消防に重きを置かぬ我國

以上述べた如き次第で、此外にもまた種々あるが、兎に角之れだけでも、社會の人が何の位まで消防に重きを置いて居るかと云ふ事が分るであらう。然るに我國に於ては如何であるか、之等の計畫は殆んど絶無と云つてもよいのである。故に消防の職にある者は、自分自ら大に鑑みて此の道の發達を圖ると共に、苟も自己の品性

を落すことなき様にして、而して同情を得る様に内に顧みなければならぬ次第と思ふのである。

□重大なる任務

兎に角、消防が海外に於て斯様に重ぜられて居るのは、畢竟其の任務が大切であること認められて居るからで、言ひ換へれば、其任務が容易ならぬものであるからである。余は此點に付ては、最早多くは云ふ必要はないが、夫れにしても其重大なる任務を完全に蝎して、公衆の信頼を得る様に一日も早く其彼岸に到達したいと思ふ。併し世間に於て、火の番と消防とを同一に見て居る様な内は、未だ中々改良の産聲を掲げる事は出來ない。特に消防の職員として苟も之と同様の考を以て居る様では、愈々以て前途遼遠と思はれる。此の間違つた考へからして消防の職などは誰にても執れる者の様に思つて、順番に消防の職に就て居る所などがあるけれども誰にでも執れる者の様に思つて、順番に消防の職に就て居る所などがあるけれども

消防はなか／＼其様な容易な者ではない。全く一種の専門で、多年の熟練を積まなければ能はざる所のものである。然るに斯くの如く自分の任務を甚だ軽いものゝ如く考へて居るがらして夫れて自然世間でも軽く見る事になり、自ら侮つて而して後ち人之を侮ると云ふ状態に陥るのである。彼の火の番なる者は、只個人から雇はれる、謂はゞ私の仕事であつて、其の私の仕事と、消防と云ふ公けの職務とを混同することは出來ない。云ふまでもなく、消防は國家行政の一部で、國家の富を擁護する、重大なる機關であると云ふ事を考へなくてはならぬ。

□火事場の混雜

或土地では火事場が非常に混雜して居る事もあるが、之等も矢張り消防の職務は誰でも出来ると思はれて居るからである。實際に素人では、到底満足の任務を果すことは出來ない。専門に此の職に就て居る者でも、二ヶ年や三ヶ年では充分なる智

識と得るものではない。丁度喧嘩なら野次馬的で宜しいが、戦争となると夫れ相當の學術と訓練とを要すると云ふ様な次第で、到底素人が個人的に騒ぎ廻ると同一に論ずることの出来ないと同じことである。然るに何うかすると火事場が非常に野次馬の爲めに荒されて、或る場合には夫れ等に跋扈されさて、當局者が却つてまでする爲めに、火事場の統一が保てないこともある。此等は畢竟、素人と専門家と、其間に區別が立つ程技倆が進むて居ない結果ではあるまいかと思はれるのである。火事場は丁度軍隊で云へば戰場で、野次馬の爲めに、其戰線内を蹂躪されるのは耻辱であると思はねばならぬ。東京にも隨分野次馬には困るが、兎に角戰闘區域の中は神聖を保つて、局外者の容喙を容さん様にし、飽くまでも指揮者の命令が能く行はるゝ様でなければならぬと思ふ。さうすると、消防職員の任務がなかなか重い事になる。消防職員の技倆は一般に進歩して、素人との懸隔が明かに認めらるゝ様にならなければならぬ。素人でも出来る様な仕事をして居る内は、局外者から見て矢

張り平凡の仕事と見ゆる許りでなく、實際局外者の助力を籍りなければならぬ様なことに立ち至る。其結果は矢張り火の番と消防と同一に見做されて、始終頭の上がある時はない。夫れてあるから消防職員は奮勵研鑽して、消防職員と素人とは、其間に立派な區別が立つて見ゆるまでに進歩したいものと希ぶのである。

□出火と分業

夫れて世の中の事は、段々と進歩して來ると、總て皆分業にしなければならぬ事は云ふまでもない事で、各自獨りて萬事に當つて居る様では、底到何れの道にも充分の發達を望むことは出來ない。故に局外者諸君も、消防の事は消防當局者に信賴して、火災の事に付ては凡て消防に就任し、出來得る限り其の希望を容れて手足を延ばさせんければならぬ。畢竟消防の發達は、消防職員の爲でなく、世人の利益に外ならぬのであるから、與ふるものと與へて、而して充分に督責するがよろしいの

てある。さうするには今も云ふ通り、消防當局者も、亦一段進むだ技倅を有する様に常に餘程深く研究をして居なくてはならぬのである。

□ 消防の研究

其處で消防の研究と云ふは、如何なる點にあるかと云ふに、此處に参考として其研究項目を掲げて見やうと思ふが、消防の學問をすると云ふと笑ふ人があるが、夫れが即ち消防の何ものであることを知らない證據で、之を深く研究するには數十年掛つても研究し切れぬ程である。茲に述べるのは實際の用に足るだけの科目であるが、参考に資せられ度いのである。

先づ第一が消防の要旨即ち消防とは如何なるものであるか、消防の職員は如何なる品性を必要とするなどの精神教育で、第二には消防組織の類別、即ち歐米に於ける消防の種類、日本に於ける現今の消防類別等で、第三には消防の沿革、之は歐

米に於ける沿革の大體も必要であるが、重なる點は日本消防の沿革である。之を分類して古代の消防、即ち古代より徳川幕府の始めまでを一括し、近古の消防、即ち徳川幕府時代の消防、近世の消防、即ち明治維新後明治十年前後迄を第一期とし、之を過度時代の消防なし、次に明治十年前後より明治二十二年前後迄を第二期として、之を腕用唧筒時代の消防と爲し、次に明治二十二年前後より明治三十二年迄を第三期として之を蒸氣唧筒時代の消防とし、次に現今消防、即ち明治三十二年以後今日に至るまでを第四期とし消防栓時代の消防として、其沿革を研究する。第五には消防制度、之は現在各府縣に布かれてある消防組規則、消防點檢規則、又は東京府の郡部に適用されて居る消防組規則施行規則、並に郡部消防事務細則等を説き、夫れより東京市部の消防に關係ある凡ての諸規程に及ぼす。東京市部には、各府縣に於ける消防組規則は適用致されて居ないのであつて、其組織が全然變つて居る。一般警察事務と消防事務とは均しく警視廳の管轄の下にあるけれども、警察官

衛と消防事務とは、各獨立して事務を負擔して居る。夫れ故に警視廳には警察官と消防官とがあつて、消防事務は此の消防官が執つて居るのである。夫れて此の東京市部の消防に關する規則と云ふのは、第一が警視廳官制で、夫れから警視廳所務規程、又は消防署の水利調査規程、消防組員服務規程、市部消防の點檢規則、之を分つと、通常點檢、現場點檢、機械點檢、被服點檢の四種になる。次は消防官の巡視規程、會議規則、訓示規程、之れも第一より第六まである。次に出火場及參集消防附屬員解散規程、警察消防練習規則、消防職員懲罰規程、信號規程、賞與の調査手續、なほ澤山な規程がある、以上此等の大體に通じ、尙實際の行動に關しては、消防本部長の訓達がある。これだけでも約一ヶ年は要する。

□ 器械と應用

夫れから業務として器械の應用に掛る、器械の應用に就ては、腕用ポンプの取扱

方々夫れから消火栓の取扱方、此等の操典を定めて實習し、其次が蒸氣ポンプ、之れば又六ヶ敷いのであるが、第一は汽罐の事、第二は機械の構成等を説き示して、先づ蒸氣機關に付て的一般の智識と、ポンプの作用を知り、而して後ち實地の練習に移ると云ふ順序である。

□ 出火と梯子

夫れから梯子の事であるが、梯子には救助梯子、鉤付梯子、接續梯子、などがある。芝も亦其構成から應用等を實習して、次に運水車、東京では實際に於て運水車の應用はして居ないが、腕用ポンプの使用と共に必要なものであるから併せて研究し、又材料を送る所の輜重車があるのである。現今では馬車を應用して居るけれども手挽用のものもある。

次には救助器である。救助器では、第一に薬籠、之が種々ある。又薬籠にも大中小があつて、負傷者の状態に依つて、大きな物とか或は小さい物とか用ひる事になつて居る。夫れから救助袋、又は上から飛ばして受け止める物で、救助床と云ふものがある。外國では大分應用して居る。救助袋を簡単にしたもので、救助布と云ふものもある。或は救助繩、又救助帶と云ふ様な物もある。此等も皆救助器として一應の使用方は心得て置かねばならぬ。

□ 救助器の種類

之れに空氣の壓力を加へて噴水さする装置、又は之に關聯して「スプリンクラー」と稱する自動噴水器の設備、之れは其の場所が或一定の溫度に達すれば、自然に其水が噴出する裝置であるから、之等も亦其の働きを知らしめねばならぬ。其外炭酸水槽車とか、殺火粉とか、消火水とか、凡て消火の爲めに用ゆる設備やら、裝置やら

或は薬剤やら、の一通りは知らねばならぬ。

□ 出火と馬

次は馬の事である。馬の事に付ては馬の訓練、馬の飼養、馬の急救療法等、此れ亦練習を要する。云ふまでもなく馬の事に就ては馬は消防の原動力になるのであるから、馬の扱方が充分に出来て居らなければ敏捷の働きが出来ない。火事のある時信號の「ベル」が鳴ると、厩に寐て居ても直ぐに起きて、而して馬装を整へて厩から出ると、嚼筒の右に付く馬は右に、左に付く馬は左に、皆其持場に整列させる。

夫れ故に調馬中は直ぐに之を車に着けて乗り出すことが出来る。又火事場で馬の驚かぬ様に馴さなければならぬ。雜踏の中や、水溜りの中なども恐れずに往復する様に柔順なる性質に馴らさねばならぬ。

□ 消火と火の作用

夫れから今度は愈々火事場の動作、即ち火に戦ふ方法である。之れも只勞働許りでなく、矢張り學問の應用である。火を消さうと云ふには火の性状、火の作用等を知らなければ満足の結果は收められないのである。夫故に熱と云ふものは何う云ふものであるかとか、熱の蓄積は何んな現象を呈すとか、火は何であるか、燃焼作用とは何であるかと云ふ事や、夫れから之を消すには如何なる方法があるか、冷却方法とは如何なる理窟のものであるか、遮斷方法は如何なる方法の者であるか、窒息方法は如何なる譯のものであるかと云ふことを理化學上の定則から大體を説明し、

専應用の時機、場所等を研究致さねばならぬ。

□ 建築物の種類と出火の状態

夫れから普通の家屋の火事に付ては如何であるか。倉庫の火事に就ては如何、窟倉の火事は如何であるか、學校とか、病院とか、劇場とか、澤山人の集まる所の火事は如何であるか、山林の火事、船舶の火事、或は汽車、炭坑等の特別の火事に對しては如何にして宜しきやなど大に實地と對照として研究を積まねばならぬ。

□ 水利と消火

水の消防に必要なるは彈薬の軍隊に於けるものと同一であるから、其補給は充分に考究して居らねばならぬ。夫れには現在の水利の配置を熟知するのが第一で、從て貯水池の設備、水道又消火栓に付ての一般を知らしむる事である。

人命救助の事、人に對する救急療法、及び擔架術、綱帶術等の事も必要知るべからざる事であり、次に通信機に關する事で、通信機には種々あるが、其内最も重なるものが非常報知機である。非常報知機にも亦種々あるけれども、市内各消防署、各消防出張所、各警察署、及巡査派出所に聯絡するもので、之れて火災を報知するには、鍵を一つ廻すと、其機械の番號と、出火符號が凡ての機械へ頃はれる。其處で一號は何所、二號は何所と番號帳があるから、夫れを見て何所から發報したと云ふ事が直ぐ解る。夫から鎮火の符號も、誤報の符號も、出火の町村番地も、此機械一つで知る事が出来る。斯様の機械を應用するの外に、火の見番を置いて見張りをさせ、又各消防署の間には、直通電話を備へて怠らず火事の通信を致して居る。通信に關する研究は、即ち之等の諸機械に就ての研究で、其の應用、並に改良等に就有る。

□出火報知と消火

て、況く海外に使用して居るものを見ぬせんければならぬ。半鐘の如きも廣き意味に於ては通信機である。之等も合金の割合、寸法形狀等に就て充分に研究の價値がある。

□火災と警察

次には火災警察に關する研究である。東京の如く警察と消防と分轄されて居る所では、直接必要はない様であるけれども、決してさうは限らないのである。之を病者に營へると、丁度火災警察は日常の攝生法と、消防は醫者の爲すべき對症療法の様なものであつて、醫者として恐らく日常の攝生法を知らぬものもあるまいし、又之れを知らぬ様では到底醫者として職分を蝎すことは出來ないのである。之と同じく消防職員も矢張り火災警察の研究をして其の病源を究めて居なければ、火災と云ふ恐るべき疫癆を根本的に退治することは出來ない、故に各種の營業者に對する

火防設備の如何とか、防火壁、防火扉の構造如何とか、或は發火物、又は可燃物の貯藏所の制限とか、火災の場合、又は出火場に於ける警察官の任務如何とかを、よく研究して置く必要がある。

以上は概略であつて、消防に關する事はまだなかなか範圍が廣いのであるが、大體として雑と之れだけであるのである。決して消防に學問がないと云ふ事は云へないのである。普通一通りの研究をするにも、容易の事でないことはこれでも解かるのである。充分なる研究は、到底研究し切れぬ程である。先づ以上述べただけの事を研究して、尙ほ火事場の實地に就て練習を積み、始めて素人と消防職員との區別が明かに見る様になつて來るのである。

□世が進めば火事が多い

消防の研究に就ての話は之れ位にして置いて、少しく地方向の話に移る。能く世

間で云ふが、私の所は火事が少いとか、又火事などは百年も二百年も記録にさへない、嘗て焼けた事はないなど、安心して居る人もある様であるが、世の中はさう限りなく無事で居るものではない。火事に就ては、明日の事はさて置いて、後刻の事も斷定は出来るものではない。萬一立派な沿革のある所などが、一朝火災に罹ると其の立派は沿革までを烟とする譯であるから、一層遺憾の事と思はねばならぬ。故に之等火災の無い土地は、益々以て永久に完全ならしむる爲め、消防設備の必要があると思ふ。加之ならず現今では火災のない土地も、將來には火事の多い土地と化する時代が来ると思はねばならぬ。世の中が復雜になると、火事が必ず殖へると云ふことは、既に歴史が證明して居る所であるから、昔から火事がなかつた所でも、將來殖産に、興業に多忙を極めて來ると、必ず火事早い土地に變化するかも知れないので、火事は江戸の花だといふ諺があつたが、之れは反面の意味に於ては、東京の繁華を云ひ表はしたるもので、余は繁華なる土地には火事が多いと云ふ意味であると

も解説する事が出来る。故に火事のあるのは、一方から見れば、土地の繁華を意味するものであるから、喜ばしい様であるけれども、夫れが爲めに屢々火災を蒙る様では決して有難いとは云はれない、故に如何なる土地でも之れが防備は一日も忽せに出来ない、百年可不用而一日不可不備とは、正に消防を指したものであらう。

□世の進歩と火災の損害

世の中が多忙になれば火事が殖へると云ふ例證は幾らもあるが、東京の從前と今日とを比較しても推察することが出来る。明治三十二年頃には、先づ一ヶ年に火災度數が二百十回、三十三年には三百十三回、三十四年には三百四十八回、三十五年には四百二十二回、三十六年に五百二回、三十七年には五百十二回、三十八年には七百五十三回、斯う云ふ度數に上つて來て居る。三十二年に比して三十八年が約三倍に殖へて居る。之れには例外の理由も含んで居るが、兎に角此の先き益々増加の

兆候は見へて居る。各地方今日の状態を見るに、各種の方面に向つて駆々と勃興して居る模様であるから、必ずや將來に於ける火災の度數は、年々に殖へると思はねばならぬ。東京市では、現今幸に、世間で餘り火事のあることを知らぬ有様であるけれども、今云つた通り、實際に其の度數が殖えて居る様な次第である。然もそれを餘り世間が知らぬと云ふのは、畢竟消防の設備が、以前に比して餘程進歩して居るから、度數は殖へても、幸に小火の内に消し止むる場合が多いからである。即ち焼失戸數は三十二年には六百五十五戸、三十三年には四百四十四戸、三十四年には五百九十五戸、三十五年には七百九十五戸、三十六年には四百四十四戸、三十七年には六百四十二戸、三十八年には六百五十四戸であつて、度數が倍以上になつても、其の割合に焼失戸數は殖へて居らぬ。設備の方面的の割合から云ふと、唧筒の無い時代には一回の焼失戸數百六十三戸位の平均であつたが、腕用唧筒時代には一回平均六十八戸位、蒸氣唧筒時代には平均二十三戸位、消火栓になつては三戸乃至四戸位

の平均になつて居るのである。つまり設備が進んで來た爲めに、火災度數の殖ゆるにも拘らず焼失戸數が少くなつて來たのも、若し今日に於て其の設備が昔の如くであつたならば、其の損害は實に莫大なるものであらうと思ふ。

□ 消防の経費

夫れて消防の経常費の點は何うであるかと云ふに、腕用唧筒時代の初めには五萬圓前後であつたのに、漸次七萬圓に上り、拾萬圓に上り、今では拾貳萬圓少し餘となつて居る。即ち始めから僅かに七萬圓程の増加に過ぎないのである。七萬圓経費を増加した爲めに、年々數百萬圓以上の損害を免れて居るのであつて、言ひ換ゆれば、東京市は年々數百萬圓の利益を得て居るのである。然るに一時に金の掛るを客み、或は近視眼的の觀察から、消防設費は不生産的であると云ふ様な説を立てるけれども、今云ふ通りの次第であるから、地方に於ても相當の設備を爲す事は急務に

あると信ずるのである。

□ 火の消し方

次に火を消す事に就て述べやう。火を消すに付何うすればよいかと云ふ質問が數數出るが、之れは答へに一寸究するのである。とても概括して云ふ事の出来る者ではない。併し方針としては、火の小さい内に消すことにせなければならぬ。火事の火でも初めの内ならば踏み消しても間に合ふ。大きくなればこそ、大きな騒ぎになるのであるから、速く知つて速く消すのが唯一の策で、そうすれば勞も甚なく、被害も少なく、最も利益あるやり方であるが、さて早く知り、早く駆け付くるのは、夫々の設備と訓練とが必要である。夫等の事は前に述べた凡ての點が調はねば出来ないのである。如何に立派な機械でも、如何に熟練な人でも炎たる火煙を一息に吹き消すと云ふ様な手際には行かない。上手な手術師は上等の種と、上等の器械とを

熟練な腕で遣ひ分けて見せて喝采を受けて居るのである。併し乍ら水の注ぎ方や、火に向ひ方に付ては、少しの違ひで餘程の得失があるのであるものであるから、其點は餘程注意を要すべきものと思ふのである。

□ 水の注ぎ方

假令ば水の注ぎ方であるが、水は燃へて居る實體に注がなければ、其の火を消すことは出来ない。火炎に注ぐ水は反て大勢を強める恐れがある。夫故に充分焼點に近付いて、其の燃へて居るものに水を打ち付くる様にするのが肝要である。往々赤い所を目的にして、遠くから水を撒き掛ける様の事をして居るのを見るが、夫かては實際に效力がない、又水も水先きの散ら散つて居るのを注いては、消防力が薄い。注いだ水が跳飛ぶ位の勢に、棒の様になつて居る部分を以て、焼點を撫て回はすのである。何々何所の部分が燃へて居るかと云ふ事を見定めて夫れを目標に筒先を向

けるのが肝要である。然るに往々紅き場所に注げば良いかの如く、火炎の中に放水して居ることを見るが、斯様の事をすると反対に火勢を助くる様な場合がある。

□ 家の内の燃へて居る場合

故に家の内の燃へて居る場合には何うしても、家の内に侵入して、焼點に近く策を執らなければならぬ。唯外部より水を注いだ所で決して効果のあるものではなく、彼はする内に遂に全焼に終らしむる様の事に立ち至るのである。兎に角危險の目前に迫らざる限りは、敏捷に室内に侵入して、其の焼點に付くのが肝要と思ふ。既に室内に侵入する事が出来れば、大體其家は半焼で喰い止む事が出来るのである。家の内に侵入するに付ては、直ちに自分の位置にも注意しなければならぬ。自分の位置が安全なるか、不安全なるかを見定める、無暗の場所を取つて居ると、非常の危険に遭遇する事がある。故に家の内に侵入したならば、消火上最も利益ある

場所で、又最も安全なる所を早く見出して、其所に其位置を定めねばならぬ。是迄の経験によると、始めから室の中央に進むのは、最も危険であると考へる。室の中央は墜落物の最も多い所で、身體の防禦が付き兼ねる。殊に火の充分廻った室などであると、往々天井が墜りたり、床が抜けたりして、其の爲めに非常な失敗をする事がある。夫故に家の内に入つたならば、頭の上に支へのある所、即ち鳴居の下とか、又は根本の着際、即ち室の側壁に沿ふて先づ位置を定め、夫れから状況に依り順次他の位置に轉する様にするのがよいと思ふのである。

□室内に火の廻つた場合

室内で壁又は羽目板に沿ふて居ることは、危險の防禦ばかりでなく、煙を凌ぐ上にも大層効果がある。世人が知る如く煙が室内で渦を巻く時分にも、壁や羽目の脣に沿ふた部分は、煙の渾蔓すると共に空氣は其所に壓迫されて、之れに抵抗して居

る。故に外の場所よどか跡まで空氣が残つて居る理屈で、其の爲めに煙の犯し方が割合に弱いのである。故に煙に咽んだ時、壁に顔を付けて呼吸すると、一時之を凌ぐ事が出来る。夫れのみならず煙の爲めに眼の暗むだ時に、壁又は羽目板を傳つて出入すると、方向を失つて狼狽する様なこともなく、至極都合のよいものである。又家の内に侵入する場合とか、屋外より注水する場合とかに、半信半疑で幹先に躊躇して居るのは、却つて危険に遭遇するものであるから、寧ろ進んで全く搭下に這入つて仕舞ふか、或は止むを得ざれば相當の間隔を保ちて放水するとか、其邊はよく火勢の情況と家屋の模様とに依つて斟酌しなければならぬものである。

□家屋の倒潰する場合

夫れから家屋の倒潰する場合、これも注意して居れば前兆を認むることが出来る。在來の日本家屋の小屋組と、西洋風の小屋組とは、外壁の倒れ方に差別がある。又

火の燃へ込みによつて、何方か不平均の重みを負ふて來たかと云ふ事も、推測することが出来るから、此邊指揮者がよく注意を下しながら、最も利益ある位置を見定めて、疑はず焼點に進まする様に部下を督勵するやうにせねばならぬと思ふのである。

□上の火を消すか下の火を消すか

又水を注ぐのに高い所の火を先きにするか、低い所の火を先きにするとか、種々説明を爲す人もあるが、之れも一概に極めて置くことは出来ないと思ふ。上の火を先きに消すと云ふ人の説には、上から水を注げば、上の火を消す事が出来ると共に、其水が下に流れ、下の火をも消す事が出来るから一舉兩得であると云ふのであるが、下の火に水を注ぐと、水蒸氣の爲めに上の火も窒息さして、火勢を弱める事も出来るから、強ち何方らが利益があると云ふ事は豫定は出來ない。要するに火の情況

により必要の點より先きに消さなければならぬのであつて、譬へば燃へ込んで来る火は、其の火先を一つ衝いて置いて直ちに其の根本の火に向ふとか、燃へ上の火は上から下に、燃へ下る火は下から上に押し付ける様にするとかして、何所までも火先きを假りに喰ひ止めると共に、其の根を打ち消す事に注意せんければならぬ。

□火勢を殺ぐ方法

斯様にして先づ一時最も強き火先の勢を殺いて、夫れから更に全部に亘つての消火に着手するのが普通の順序であるが、其全部に亘つて消火する場合には、梁とか桁とかの檻、又は家屋の重量を荷う重なる部分とか、階段とかの如きは特に注意を加へて、先きに打ち消す様にしなければならぬ。此の燃へ込んで来る火勢を殺ぐのは、實に一呼吸の間にあるものであつて、實際數秒時間に其成否が決せらるゝものである。故に指揮者は、充分の注意を拂ふものとするのは固よりであるが、遂巡し

て事を決せざるよりは寧ろ拙速を尙ぶ方が利益の事も多いのである。

□ 延焼の廣い場合

これだけの事が都合よく行はるれば、もう跡は下火であるから、徐々に計畫を爲すことが出来る。又火が既に數軒に擴がつても、燃焼區域が廣くなつた時分には、先着の者は、風下の少し斜め横から掛るのが順序となつて居るのである。而して向ふ側に掛つて居る者と連絡を取り、次第に燃焼區域を狹むる様に押へて行くのが宜しいと思ふ。夫れてもよくあることであるが、道路の方、即ち家の正面は寄り付き易いので、此の方面にのみ力が傳つて、裏面の方に手薄に致す爲め、遂に火を裏の方に逃がして、燃焼區域を大きくする事がある。此等は指揮者が只一人注意して適當の配置をせんければならぬのである。

□ 消火栓の心得

次に消火栓の事に就て少しく話さうと思ふ。今日東京其他の都市に於て消火栓が出来て居る所も少なくないので、將來火災を防ぐ上に大層な幸福を得られるやうに思ふ併し乍ら、消火栓の設備が出来たからと云つて、決して火薬の虞れがないと云ふ譯には行かない。又實際消火栓其の物にも弱點があるから、聊か其の弱點を擧げて参考に資したいと思ふのである。即ち十尺の上より落ちて来る水は、矢張り十尺の高さに昇るものであつて、水は即ち水源を同一の高さにまで平均する性状を持つて居るのである。然るに實際に於ては、決して其の程度に達するものではない。管を以て導けば、貯水池の水面と同じ高さ迄、即ち理窟通りの高さまで水を掲げることが出来るけれども、之れを空氣中に噴水させると、管内の抵抗や、空氣の抵抗の爲めに、其の力が減かれて、著しく其の程度が降るのである。余の實驗によると、最も有効なる使ひ方をしても約三分の一は滅殺されて仕舞ふのである。

併し乍らそれは今云ふ通り、最も利益な使ひ方であつて、若し水管の數を澤山に延すとか、又消火栓の開け方が多くなるとか云ふ様な場合には、尙一層減つて行く。東京の如き火規模の設備をして、又比較的水の落差を大きくしてある所でも、水力に不足を感じることが數々あるのである。實例を云ふと、東京の淺草田中町の出火の時に、一番長く飛だ水が二十尺で、斜めに持つて行けば二階にも届かなかつたのである。尙又牛込の出火の時に一番長く飛んだのは四十尺前後で、他の方面にあつては二十尺までは飛ばぬ所もあつた。其他極く成績のよくなかつた時は、十尺に達せん様の時もあつて、非常に困難を感じた事もある。此の上水の使用者が年々殖えて行くと、益々水壓が減じて、出火の用に堪へんことになるので、水道の擴張と云ふ事も必要になつて来るが、兎に角水道と云ふことは容易の事業ではないので、此

□ 利益ある使ひ方

の上は益々優勢な蒸氣唧筒を備へて、其の此點を補ふと云ふ事が必要となつて來るのである。それに又消火栓の水は原水池の割合に比例する高さよりは、一寸も上せる事が出來ないから、或場合には、僅かに上の火でも消す事が出來ないことがある。唧筒の方は之れも極限はあるけれども、原動力を加ふればそれだけ一寸でも二寸でも上げる事が出来る譯になつて居るから、此の場合には何うしても唧筒の力を藉らなければならぬのである。

□ 注ぐ水の壓力

又火事が廣くなつて來ると、消火栓の遣ひ方が多くなる事は免れぬ所であるが、斯うなると又水の壓力が段々と減つて水の飛び方が低くなり、結局は其貰水になることがある。此の場合には最も利益の方のみと残して使ふ様にすべきである。兎に角火事が大きくなれば、反比例に消火栓の力は減つて行くものと覺悟しなければな

らぬ。併し乍ら東京に於ても昔の様に大きな火事の無くなつたのは、一は消火栓の
お蔭であることは争はれぬ事實である。將來東京以外の都市に於ても、出火の度
數は殖えるかも知れないが、消火栓の設備も完全に應用すれば、其の損害を甚くす
る事は出来ると思ふのである。

□ 消火栓の効力

尙消火栓に就て注意すべき事は、速に之を應用する覺悟が必要である。消火栓の
特長は速射砲的で迅速に浴せ掛けて全滅をさせるのが主眼であるから、要塞に閉ぢ
籠らしては最早消火栓の力の及ぶ所ではない。此の場合には大砲、即ち蒸氣唧筒の
力に待つより外、詮方はない。故に消火栓の効果を完全に收めやうとするには、之
までより一層も二層も、早く火事場に到着する様にしなければならぬ。

□ 蒸汽ボンプの話

序でながら蒸氣唧筒の事を一寸述べて置く、蒸氣唧筒は日本で餘程ある。東京、大阪、若松、新潟、新發田、富山、前橋、品川、松江、鹿兒島、靜岡、神宮司廳其他
にもある。消火栓がありさへすれば、蒸氣ボンプの必要はあるまいと云ふ人もある
が、妙な事に消火栓を備へると益々蒸氣ボンプの必要を感じて来る。之れは云はん
ても將來さう云ふ感じになる時代が必ず来る。蒸氣ボンプと云ふと、非常に経費を
要するものゝ様に思はれるが、實際は意外に總費を要さぬ者で、一時間の使用消耗
品費などは僅かに一圓内外で足りる。機械の購入費として二三十圓はいるが。尙も
地方の都市の財政として此位の額は何もあるまいと思はれるのである。

出火と應急手段

□ 火を消す道具

外國では消防に使ふ機械と、軍隊で使ふ機械と同じである。火を消す道具の外に

附屬品は皆同じものである。で、軍隊で發明した道具は、其の試験は消防でやるのて、もし消防で試験をして、それが幸ひに成功をすれば大丈夫だと云つて採用するやうにして居るのである。例へば砲車の車輪の如きものでも、消防の車輪と同じ物である。今日日本の軍隊で使つて居る所の、砲車の車輪は、外國の消防の使つて居る車輪と同じである。それから外國には蒸氣ポンプを自働車に据ゑ付けたものも盛んに使用して居る。

□出火の報知

出火の際の報知器も、日本のやうに半鐘を打ち鳴らすと云ふやうな事は絶対にないのである。米國では出火報知器と云ふものがある。各戸に一個づゝ備へ付けて居る、初め家を建てる時に、一つは普通の電話、一つは警察に通ずる電話、一つは用達會社に通する電話、一つは消防署に通する出火警報器を据ゑ付けるのであるが、

最初に用達會社に通する電話を据ゑ付ければ、會社では警察に通ずる電話と、出火報知器とは、おまけとして据ゑ付けるのである。

□出火報知器

次に米國では日本の自動電話のやうに、町の處々に出火警報器を据ゑ付けて置く而してそれは誰でも消防署に通知する事が出来るのである。併し悪戯を避ける爲めに豫め五人なり十人なり、其町内に住む人民に各番號の付いた鍵を渡して置き、さて其町内に出火があると云ふ場合に、其の鍵を警報器の鍵穴に入れて一つ廻せば消防署に通するのである。而して一度差し込んだ鍵は、何うしても取れない仕掛けになると此の番號は何町の警報器だから、出火は何町附近であると云ふ事が分るから、消防は直ぐ仕度をして出張するのである。而して警報器には消防署から、別

な鍵を持つて行つて、先きに差し込んで置いた鍵を外すのである。その鍵の番号に依つて是れは何某に渡して置いた鍵であると云ふ事が分るから、若しそれが悪戯であつたら、其者をそれ／＼の罰則に依つて處罰するが、實際の出火で警報した場合には、消防署から相當の賞與をする事になつて居るのである。

□出火の際の準備

出火の際の準備は、實に驚くばかり迅速であつて、出場の準備とし、消防署から出る迄には僅かに四十秒を要するのである。日本のは警視廳の如き所に於てさへ、二分三十秒は掛る、外國の消防員は身を固めて、毛布一枚を着て寝て居るが、いざ出火と云ふ場合に、電氣仕掛けになつて居て、此の毛布が自然に跳ねのけられて、消防員は大抵二階に居るが、自分の前の所が、矢張電氣仕掛けになつて居て、其處に穴があき、其處に棒が立つて居て、それをすべり落りると、其下に機械があつて、

スル／＼と其の機械の上に下るのである。それから馬小屋の戸も電氣仕掛けになつて居て、自然にあき寝て居る馬の尻を電氣仕掛け叩き上に吊して置いた道具が、電氣仕掛けで馬の脊に下りて来る等、是等の種々の仕度は、同時に電氣仕掛けで行はれるから、極めて迅速に行はれる譯である。

□彌治馬には困る

それから外國では出火の際に消防が操り出すと、日本ならば彌次馬が出てワイワイ騒いで、消防の邪魔をするが、外國では決して斯う云ふ事はないのである。又た消防夫は、たとへ皇帝陛下の御鳳輦の御通過でも道を遮ざる事が出来るのである。茲に特に云はねばならぬのは、外國の消防は、火事場に出張して、火を消すばかりの仕事をするのではない、尤も重い仕事は、火を消す事にあるけれども、人命の救助と云ふ事も重なる任務の一つとなつて居るのである。

また消防署の消防司令官の部屋には、其の管轄圖があつて、家々の間取りから構造まで細かに書いてある。而して出場した蒸気ポンプが、行さ先で電話で司令官に報するのであるが、司令官は居ながらにして、何號のポンプは何町何番地の何の部屋に勤いて居ると云ふ事が分る。だから司令官は居ながらにして、電話で種々消防上の作戦計畫を司令するのである。

□出火と紳士的態度

外國で紳士と云はれる人は、苟も其町の消防官の顔と名とを知らねば幅が利かぬのである。一寸散歩しても途中で消防官に會つても、知らぬやうでは、交際の廣い人と云はないのである。斯う云ふやうに、外國の消防官は、人民から尊敬されて

居るのであるが、消防官自身も、自分の職務は非常に名譽の職務であると云ふやうに思つて居るのである。然るに日本では何うであらう。消防の組織からして異ふから致方もないが、消防官と云へば、高等火の番位にしか思つて居ない。是れだけ日本は消防と云ふことに就て、人民の智識が進んで居ないのである。外國では苟も中學位に通ふ青年は、消防の何物であるか、消防の組織位は知つて居るのである。日本の中學生などは、消防とは何んな組織になつて居るかと云ふ事すらも知らない位である。だから從つて、消防に就ての智識もない譯であつて、火事でもあると、火事場に行つて、ワイヤー騒いて、面白がつて騒ぎ廻り、消防の邪魔をしたり、制止されても、それでも非常線内に入つて、彌治つて居るのである。

□火事場の設備

次に火事場に於て消防員の活動を自由ならしむる爲めに、サーチライトを以て、

水を注ぐべき部分、或は消防員の活動する場所を照らすのである。それから日本でも警視廳などで使つて居るが、人命救助袋と云ふやうなものが、是れは西洋はお存じの通り、五階十階と云ふやうな、或はもつと高い家ばかりであるから、若し下の方から火が出るとすると、上方に住つて居る人が降りる事が出来ない。それで此の袋は機械仕掛けで幾らても高くなる梯子で、上方の窓に掛け、そして此の袋の中をスベリ下して人命を救助するとか、或は家財を下すのである。

□ 消防船

又た消防船と云ふものがある。これは普通の蒸気船でマストの上にサムライトの仕掛けがあつて、機械の仕掛けで、マストの上からも、或は中程からも、其出火の上下に依つて、自由自在に水が發射するやうになつて居る。是れは多くは川とか或は海などに船火事のあつた場合に用ゐるのであるが、時に或は河岸の火事にもこ

れを用ひて水陸二方面から消防に盡力するのである。

□ 機械梯子と水塔

前にも云ふ通り、外國には高い建物ばかりであるから、十階二十階と云ふ上方から火が出た時には、消防用の機械梯子が、自動的に高くなるとは云へ、梯子に上つて、筒先きから水を發射しては、何うしても十分に火を消すと云ふ譯には行かない。それで斯う云ふ高い處の焼けて居る時には、水塔と云ふのがあつて、これも機械仕掛けであるから、是れなら水を十分に發射することが出来る。

□ 學理の應用

先づ以上は外國の消防組織のホンの大體であるが、話せば幾らも話があるが、併し餘り専門的のことのみ話しても素人には分るまいと思ふから此の位にして置くが

要するに外國の消防は一から十まで總て學理と機械とを應用して居るのであって、我が日本などに於ても未だく外國の消防には及ばぬことが多いのである。

(土田前機械課長述)

火災豫防設備法

□火災と防火設備

火災は不慮の災害であつて、何時如何なる箇所より發生するか何人も之を豫測する事が出來ないので、人の力のみで絶對的に此の火災を防遏することは到底出來ないのであるが、併し或程度までは防火の設備を完全にする時は出火を減ずると共に發火の際に小火に止めて、而して大なる損害を蒙らずに一部の損害に止ることを得るのである。たとへ火災保険が付してあつても火災に罹つてもよいと云ふ事はない火災保険が附してあつたにせよ、火災に依つて利益を得ると云ふ事はないのである。それがもし貴重なものであつて、金錢に依つて再び得ることが出来ないと云ふ事はない。

ば、蓋し其の火災に依つてそれだけ失ふ譯になるのである。

□火災保険と出火

殊に工業家は工場建物及び機械が其の資本の大部分であるからして、若し一朝火災に罹る時には、ために其の大切の資本を失ひ事業の全滅を來すに至るのである。假令ひ其の工場建物、機械、及び附屬建物等に就て其の全價額以上の火災保険が附してあつた場合に、其の有形上の損害は保険會社より保険金の支拂ひを受けて之を償ひは、有形上の損害は或は無くして済むかも知れないが、一方工場建物の再築、機械を新たに購入して据え付け、再び事業の開始するに至る迄は、少くとも相當の日數を經營しなければならぬのであるから、此の間の事業休止に依り生ずる損害は蓋し少からぬものがあるのである。故に有形上の損害を償はんが爲めに火災保険に附しありと雖も、防火設備及び防火に就ては多大の注意を拂はざるべからざるは當

然の事である。

□防火設備と火災保険料

而して又防火設備の有無及其程度に依つては、當然火災保険料の多少、差等にも關するのであるから、自衛上防火の設備に付ては充分に研究をして、出來得るだけの設備を爲し、防火の目的を完全にすべきである。近來我國に於ては近來防火の設備に意を用ゆるやうになつて來て、殊に各種の工場に於ても、建築其他の點に就て防火の設備に就ては、大に進歩し來りたる點を認むるのであるが、併し乍らこれは單に或一部に止りて、一般的に見る時は、遺憾乍ら、其の設備尙幼稚にして缺點多しと云はざるを得ないのである。

□石油ランプを用ふるな

茲に主として工場の火災危険に就て述べんと欲するのであるが、等しく工場とは云へ、其の事業の種類性質に依つて自ら異なるものなるを以て、各種事業に涉つて細論する事は容易ならざるを以て、比較的各種工場に共通の點に就て觀察を下し、之を左に叙する事とする。

先づ其の一は石油を用ゆる洋燈を使用せざる事である。從來出火の原因を統計上に見ても、石油ランプに依つて、個人の住宅、店舗、事務所、學校、工場等の出火を出して居る。出火の大多數の原因は實に此の石油を使用する洋燈なりと云ふを至當なりと認む。現今電氣瓦斯事業が各地に企圖せらるゝに従つて、個人の住宅は勿論、店舗、事務所、學校の如きは、電燈、瓦斯燈を使用するに至り、工場の如きも之が使用を爲すに至つたが、併し乍ら、電氣會社、瓦斯會社のある土地に於ても、小工場に於ては、依然として石油洋燈を使用し居る向きも少くはないのである。是等は速かに廢止して、電燈、瓦斯燈を使用する事としなければならぬ。而して又其

の電燈、瓦斯燈の設備に就ては、電燈會社、瓦斯會社に於て夫と専門の技師が居つて、工事を設計しつゝあるのであるから、萬危險なるべき工事は爲さざるにもせず電燈、瓦斯燈を使用する工場に於ては尙更に夫々の専門技師に設計せしめて、其の装置の完全なる上にも完全を期すると云ふ事にしなければならぬ。又個人の住宅、店舗、事務所の如きも、舊式の石油洋燈を使用し居る向が可なり世間には見受くのであるが、是等は速かに、電燈、瓦斯燈を用ゆる事にしなければならぬのである。

□危険多き部分を隔離せよ

次は火災危険多き部分を他の部分と全く隔離するか若くは絶縁する事である。事業の種類に依つては、火災の危険の多いものがある。例へば綿絲紡績工場に於ける打綿、混綿部、製紙工場に於ける檻樓、藁撰場、及檻樓裁断場等の如き、若くは煙草工場、製紙工場等に於ける乾燥室の如きは、何れも火災の危険多い場所であつて

又普通店舗に於ては石油貯藏場、或は火薬、次に薬品商に在ては引火し易き薬品、又酒精の如き是れ又火災の危険を招くべき、頗る危険物であるから是等の危険なる物件と認むべき總ての部分は、他の部分に全く隔離するか、絶縁して、耐火煉火若くは石材等を以て之を建築するか、又は是等の危険部と他の部分との間に完全なる防火壁を設けて、危険部より生ずる火災危険を全く他の部分に及ぼさしめやうと努むることは頗る必要なる事である。從來の火災に就て見るに、總ての場合に於て、各種工場の乾燥室は絶對に危険なりと言ふも可なりであつて、是迄の各種の工場の一小部分たる乾燥室より出火して、之が爲めに工場の全部を鳥有に歸せしめた實例は澤山あるのである。故に總て乾燥室は其建築上に於ても、防火的設備を爲すと共に、乾燥室と他の室とを同一建築内に置く事は、甚だ危險であるから、何うしても充分なる防火の設備を爲して隔離するか、然らざれば、獨立して他の場所に建築するやうにしなければならぬのである。

火災と云ふものは、何時如何なる部分から發生するかに就ては豫め知る事は出来ないものである。故に必ずしも危險が多い部分から發生すると云ふ事に定つて居ないのであつて、餘り危險のない場所から發火して大事に至ると云ふ事も決して珍らしい事實ではないのである。所謂危險の部分は多くは建築上其他に於ては比較的の設備行届いて、且つ平素に於て自然に注意が怠らないものである。而して此の反対に危険がないと思ふ部分に對しては、自然注意を怠るものであるから、思はぬ出來事に遭遇するに至るのである。故に各種の工場に於ては、其の事業上の作業に妨げない限りは安全な部分になつても完全な防火設備を爲すと共に、防火壁及び二重の防火戸の設備を爲さねばならぬのである。詰り大體の建築上に於ても部分々々に分ちて、たゞへ一ヶ所より出火するも他の部分の損害の及ばぬやうに設備する事

□二重の防火戸の設備

が、一旦有事に際して損害を少くならしむるものである。

□木造に煉瓦造

多くの工場を見るに、大抵は煉瓦造りであるが、其の窓の構造は、單に硝子戸を取り付けてあるばかりであつて防火戸の設備がない。然るに此の工場に接近して木造の事務室や寄宿舎等の附屬物を木造で建築してあるが、是等木造の附屬物から出火する時には工場へ、工場の窓から火煙を吹き入れて類焼するの危険がある。故に木造の附屬物を工場に接近せしめてある工場に於ては、窓に完全なる防火戸を設備するか、然らざれば完全堅固なる防火壁を設備する事を怠つてはならぬ。斯して出火の部分と遮断して以て、木造附屬物の出火により、工場へ類焼せしめざるやうにすべきである。理想的から云ふと、木造の附屬物とは、相當の距離を置いて建築し、尙ほ且防火壁を設け、防火戸を設くるに過ぎたるはないのである。

□自動消火器の設備

現今の各種工場に於て自動消火器を裝置すると同時に、又工場内にはハイドライトの設備がある工場もあるけれども、其他の工場の多くは、規模の大小に拘らず消防の設備全くなく、若しくは甚だ不完全な有様であるが、速かに相當の設備をする事にしなければならぬのである。工場の内部にハイドライトの取附けは必要であるけれども、火災相當に廣かつた場合に於ては消火の働き上より見て、工場の外部にも之を設くる方がよろしからうと思ふ。

□工場への注意

以上の諸設備は相當に完全なるものと認むるのである。併し是等の諸設備も相當の費用が伴ふものであるからして、各種工場の事業の規模と其の性質とに依つて、

勿論費用を斟酌しなければならないが、併し茲には其の大體を述べて置いた次第である。

火事の時は如何にすべきか

□火事は不注意から

火事と云ふものは多くは婦人の不注意から起るものである。盜人を見てから繩を作るより盜人の這入らぬ様に戸締りを嚴重にして置く方がよいのと同様に、火事なども起つてから處置などゝ云ふよりも、豫めその災害に出逢はない様に日頃から充分に注意して居た方がよいのである。今過去に遡つて三十一年から最近までの失火の第一に位するものはランプに基因するもので、第二が煙草の吹殻、第三が煙突の掃除の不行き届きから起るもので、其次に火鉢、風呂場の火と云ふやうな譯である。今以上に言つた様な事は婦人の注意が常に行き渡つて居さへすれば決して危険な事

の生じ様等はないのである。ところが然うは行かないのには困る。自衛消防——起らぬ前に豫め用心して置くと云ふ事を婦人方に考へて居て貰ひたいのであるけれども、さりとて萬一の場合と言ふものがある。其の場合に處して心得て居て貰はねばならぬのは、慌てずに真先に出火を其筋に報知することがある。西洋では非常報知器の設備なども行き届いて居て、もし過つて火を失した様な場合には直に報告を利⽤して前筋に出火を知らせるので、消防隊の来る前に消し止む事が出来れば結構であるが、若し自分の力が及ばなくとも幾分の後には熟練した多くの人と精巧な道具とが其處に運ばれて来て何の苦もなく消し止めて仕舞ふのである。總ての點に於て金に飽かして整へた設備は美しいものである。

□石油に火の附いた時の心得

失火の第一の原因であるランプの取扱ひに就て一言して置き度い、經濟の點から

言つてもホンの僅かの違ひであるから、各戸日常使ふ石油は火止油にして欲しい。火止油は今更言ふまでもなく充分に精製されたものであつて導火の度合も非常に低くしてあるので、取扱上に就ても危険が少くない、例へば過つて火が油壺に入つた場合でも、普通の油であれば激烈な火力で以てガラスの油壺位は破裂さして仕舞ふのである。そして方々に散つた油は炎々燃へ上つて、手も付けられぬ様になつて仕舞ふ。それに火止油の方になるとさう云ふ危険がまづ少ないから幾らか安心する事が出来るのである。これとても掃除した其の油氣の多い場所で直に火を點じたりする様なことは無論危険である。併し斯うして用心の上にも用心しても、過ちは如何ともし難い、もし萬が一にもランプから火を出して疊の上に燃へ擴がる様な事があつた時にはこれは誰でも知つて居る事ではあるか、決して水を掛けはならない、水を掛けると火勢はますく強くなるばかりで何の効もないるのである。其場合には其箇處に砂とか灰とか云ふ様なものを振りまくのである。もし都合よくそんなもの

がなかつた場合には夜具でもよい、着物類でも宜い、ぐづくしないで直に其處に打ち掛けるのが應急の手段である。

□火消壺の用心

火鉢の火、火消壺の火なども失火の虞れが多い方である。火鉢も餘り火力を強くして置けば底を焼き抜いて疊に燃え移る事が度々ある。又其の火消壺と云ふものも實に危険なものであつて、蓋さへ立派にして置けば厄介はないけれども、蓋がしつくりして居なかつたり隙があつたりすると、敷臺に燃へ移るのであるが、これに對しては豫てから壺の下に敷石でもして置けば安全であるし、又萬全の策を求むるならば、壺の底に灰を四五寸位も入れて置くがよいのである。次に各箇に備へてある輕便消火器に就ても一言して置き度い。此の消火器を檢めて見ると必要な薬品や水などが入れてない、それでは幾ら軽便な消火器であつても、まさかの時の用に立

たない。又甚だしいのになると藏の中に納ひ込んである。又取扱ひ方も知らぬと云ふ風では折角設備した甲斐がないのである。

□其他の注意

要するに火を失しないだけの注意を常に拂つて居て、もしもの場合には慌てる様なことなし、第一に出火を其筋に報知した上で、豫て定めて置いた手筈の通りに荷物の取り片付や何かに掛るがよろしい。此の出火の報知を怠ると云ふと遂には大きくなるので、どうしても手遅れとなつて仕舞ふのである。

□ 燃失家屋坪數累年比較

總計	其	學	納	倉	工	會	寺	兵
同	他	校	屋及物	庫	場	院	營	
同	同	同	同	同	同	同	同	延火燒元
七三四一九	六一	一〇	二一	四一	一一	四三	一	一
六一七一	三二	四四	六二	四七	一一	四三	一	一
六五六六〇	二三	一八	二六	二一	一一	一	一	一
六三四八九七〇	六三	七六	一六六	六〇五	八六〇	一五一	五一	一
一、四四七〇八	二一	一九三	二七	五八八九	八四	一五	一二	一一
三、三二八九	八五	一	五八	三一	二一	一一	二一	三一

た。

附錄

火災と統計

□ 燃失建物區別

別項に出火（失火、放火、審不火）の度數、及燃失（延焼、不延焼、即時消止）數、及燃失戸數（全焼、半焼）、燃失坪數、燃失建物概價、火災原因別等を掲げられたるを以て、茲に参考として東京府下に於ける最近の地の火災統計に就て掲ぐる事とした。

類別	住屋	官廳及公舍	別
四十二年	延火燒元	同	四一九〇九
四十三年	延火燒元	三一	四二二〇六〇
四十四年	延火燒元	二一	三、一七九三
大正元年	延火燒元	一一	一、三三五二七
大正二年	延火燒元	一一	二、〇八五二九

◎火災月次表

夜			
不	延	燒	
延	燒		
同	同	同	同
七	一	四	三
一	五	五	二
九	〇	七	一
八	五	六	三
九	四	二	五
五	六	四	八
一	四	二	一
四	二	六	〇
一	五	一	九
一	〇	三	四
九	一	三	三
一	一	一	一
三	〇	四	九
一	一	六	七

(249) 法火消及防豫災火

總計	十九 計二一 月月月月
西	五三 +
云	三 -+ 二
五	七二 + 二
四	三 + 二二一
云	三〇 -+ 一
五〇	三三三 + 一
四二	五 + 一 一
四五	三二三 + 二
五一	三二四二 一
五五	三七四五四四
五三	二一 + 一
五	一 + + +
四八九	三〇八三二六

(警視廳統計書摘記)

法火消及防豫災火 (248)

夜	八七六五四三二一 月月月月月月月月	十九 計二一 月月月月
	+ - + + 二五二	
	- - + - + 二三五六	
	= - - + 八二	
	- - + - = - 三一	
	+ - + 二三五九一	
	二二二一七二九一	
	+ 二二三五八三	
	二三 + 二七八一	
	二二四一二六四二	
	- 三一四七三二	
	二 + 二一四六一四	
	+ + + +	
	三二五二三四九五	
	二七九五四八六	

住宅、商店
會社、工場
火災豫防及消火法 終

大正四年一月十一日印刷
大正四年一月十四日發行

火災豫防及消火法

定價金九拾錢

菊 橋 日 本 景 庚

岩 崎 鐵 次 郎

地 曉 郁

高 橋 鄭

三協印 刷 株 式 會 社

東京市京橋區弓町二十五番地

發兌元

鍋町廿一神田區

大

學

館

電話本局三〇六一七七番

法學博士 添田壽一先生述

九版

寶家世傳刀劍

定價金七拾錢

次巻大要

一家經濟の根本

▲日常生活費の支出 ▲生計の程度 ▲費用の比例

貯蓄及保険の必要

▲貯蓄の必要な所以 ▲貯蓄の障害物 ▲勤勉は貯蓄を生ずる方法 ▲不測の災害及ぼす影響

生活難の防禦策

▲一家の經濟は此點より割り入不相當の生活は負債を生むる

個人と金錢の關係

▲金錢の價値 ▲金錢を得る手段 ▲金錢の保管 ▲金錢の運用

衣食住に關する要件

▲收入增加の原動力 ▲一家經濟的用務 ▲金錢の利得

一家貧困の原因

▲六ヶ條の原因 ▲防貧の方法

一身一家の獨立

▲需要と供給 ▲運命と開運 ▲業と自營

自己家族他人に對する義務

▲自身に對する義務 ▲家族に對する義務 ▲他人に對する義務

結論

一家を思ふ者は七

前日本興業銀行總裁
學士 博士 添田壽一先生述

定價金七十錢

前北海道炭礦汽船株式會社
専務取締役衆議院議員

井上角五郎君述

實驗處世と交際

正價六十錢
郵稅八錢

井上角五郎氏は帝國議會の花形として將た實業界の新勢力として世人の能く知る處也。氏が能く世界の難關に處し、人情の機微を會得し、以て今日の勢力を致したるは、實に氏が獨特の處世法と交際法に依らずんばあらず。氏が手腕の敏、頭腦の明、奮闘活躍を極めたる實歷は世の後進者以て範と爲すに足るものあり、本書は實に氏がその實歷を眞面目に、大膽に告白せられたる者也。

●處世の實驗
▲余が十二ヶ月間の獄中生活より得たる安心立命の文字▲食ふや食はずして育てられたる井上角五郎▲余は平常如斯して世に處しつゝあり

●實際的交際法
▲予の處世上常に服膺しつゝある福澤先生の訓誡▲處世上の極意とも言ふべき後藤伯の青天白日主義▲大酒店漁色家たりとも先輩には學ぶべき點あり▲音高き法螺貝は疵多し▲余は雨宮敬次郎君と如何にして断金の友となりしか▲佛教に依り二友人を死より救ひ不思議なる現象▲如斯教訓を受けたり。

●處世と交際の極意
▲此の精神無くば大活動は出來ぬ▲卓上演説を爲す場合の呼吸にも世渡り法の眞理を見る▲斯くては事業の成功する筈は無し。

●處世と交際の呼吸
▲是れを以て處世の模範とせよ▲就職成功せんとする者は此の邊の呼吸を呑み込め▲處世の仕方に依り出世不出世ありや▲余は如斯して世に處しつゝあり▲同志食ひする我々の日常生活を根本より改めよ等の大綱に分ち更に一綱を十數節に分ちて細論精述せられし珍書也。

農學士
井上正賀
先生著

滋養玄米食養法

(紙數三百頁)
價七十錢
郵稅八錢

著者曰余及余の家族は現に玄偉大なる効力
米を日常の食となし實驗上其人を認めた。衛生試験所長遠山醫學博士も玄米黨の一
人で玄米食用者の増加は日々非常の勢也。●本書は

陸軍糧秣本廠
其他諸種玄米の飯き方
食養法の玄米

●効●生殖器障害と玄米飯の効力
●能●玄米と食餌療法●玄米ソップ玄米パンの製法効
●其他玄米食養に關する一切事項詳説

農學士
井上正賀
先生著

藥物諸病食餌療法

(紙數三百頁)
價七十錢
郵稅八錢

本書は食餌主義を得て居る
を多年實行して居る
に不自然なる薬物を廢し
自然的な食餌に依て
治する方法を詳説し
たるものにて

▲胃腸を健全
▲胃腸を健全

●保つ法●肺病と食餌療法●脳病と食餌療法●胃腸病と食餌療法●心臓病と食餌療法●腎臓病と食餌療法●淋病梅毒と食餌療法●婦人病と食餌療法●眼病と食餌療法●食餌と美顏術●食餌と延命術

効驗如神胃腸病食餌療法

農學士 井上正賀先生著
附 手輕子アスター製造利用法

紙數三百頁 價七十錢 郵稅六錢

著者曰余は自ら専門に研究せ
る食餌の作用に依て一
切の胃腸病を治し得べき確
信を以て先づ自身に實行して
健全なる胃腸を得るに至つ

此驚くべ効驗ある方法を世に公にせんと其大要を
胃腸病に効ある蔬菜・穀類・胃腸病と
コンニャク・強飯・胃腸病と酒類の
効果・胃腸病と食餌の分量

と胃腸病の鍛錬・下痢・赤痢と
食餌・チップスと食餌・腹痛
タルと食餌・胃癌と食餌
胃腸病・梅干の効果・乳兒の
其他數百項に亘り詳説す

神經衰弱營養療法

農學士 井上正賀先生著 紙數三百頁 價七十錢 郵稅六錢
附 睡眠療法

農學士 井上正賀先生著

諸病滋養食品詳說

紙數三百頁 價七十錢 郵稅八錢

京時事新評 本書は十年間に於ける著者の実験による
滋養食品の説明にして食品と諸病との関係に就いて各
其實例を擧げて食品の性状と作用効能等を詳説したるも

の一般の一要目 食物の
讀を値す 病人牛乳よりも甘湯食
品の性状成分につきて 麦
玉蜀黍粟、きび大豆と諸病法
療養■豆腐粕で胃病療法■
平民的滋養品としての納豆■
肉類と疾病■各種魚類と

加瀬神洲君 著 体効力養成呼 吸術

紙數一八五頁 價五六十錢 郵稅六錢

體力増大を簡易に醫薬に依らず惡癖痼疾等諸病を全治するに崭新奇抜の方法を學理に
準據し實證を擧げて精述す、附錄に人工呼吸法を詳説せる空前無比の珍書なり。

益栽園藝書類

(二其) 類書藝園栽盆

辯護士 西村勘之助君
辯護士 新井要太郎君
中央大學 日本大學卒業

辯護士 武智彌三郎君
辯護士 川久保源治君
校閲 岩崎勝三郎君 著

貸付債権法律顧問

(四六形二七七頁)
正價金七十錢
郵稅金八錢

附 詐欺奸手段の豫防法

債権の方法を誤り悪債務者周旋人の詐欺奸手段を蒙り消滅時効に罹て請求權を失ひ訴訟手續を誤りて敗訴する等幾多の損害を未然に防ぎ最も利益ある契約を結び安全に貸付金の取立を全うし多額の收入を得る
債権者の大成功法 中の秘訣を傳授せる無比の珍書なり
小資本多額の得利法 ● 貸金踏倒及借人周旋人詐欺手段の豫防 ● 信用貸金日濟貸金 ● 体
給者商人醫者学生諸藝人貸金 ● 成功金貸と大失敗金貸 ● 恩給年金貸金 ● 利子を取る場
山合の商略 ● 質屋を詐る奸惡手段 ● 證文債券株券手形銀行通帳擔保貸金 ● 地所建物立木
山林鑛山抵當貸金 ● 地所の種類に依る貸方の區別 ● 抵當事件大審院判例 ● 地所所有者
と地震賣買の惡弊 ● 抵當物が減しても損失せぬ方法 ● 利率手數料並に期限の制限 ● 連
帶義務保證義務大審院判例 ● 各種債券の時効年限 ● 訴訟及執行手續 ● 訴訟代理人委託
心得 ● 訴訟提起より判決確定迄の状態 ● 強制執行手續 ● 請願申請契約書式 ● 登記申請
關係 ● 請書式 ● 請願申請契約書式 ● 請願申請契約書式 ● 請願申請契約書式 ● 請願申請
網羅詳説 ● 假押申せり ● 詐欺奸手段の豫防法

辯護士 牧野賤男君 辯護士 西村勘之助君 校閲
中央大學 日本大學卒業 岩崎勝三郎君 著

(四六形四二一八頁)
正價金七十錢
郵稅金八錢

貸借、賣買 雇傭、請負 組合、和解 契約者の顧問

辯護士 牧野賤男君 辯護士 西村勘之助君 校閲
中央大學 日本大學卒業 岩崎勝三郎君 著

(四六形四二一八頁)
正價金七十錢
郵稅金八錢

日當吾人の間に取結ぶ諸方面の契約
に就て其費用と手數を節約し幾多の紛擾を豫防し
自己に利益する
安全 な
る
方法 に據り契約者の權利を保護し福利を増進するを企圖し即ち ● 信用及擔保付金
雇傭契約 ● 請負契約 ● 組合契約 ● 和解契約 ● 委任契約 ● 公正證書等一切の契約に就き
契約者が契約以前に於て相手方及其目的物に對する關係を始め契約當時の心得並に契
約後の手續方法等實際上
及法規上より例解説明し
寸毫の過失損害なき を計りたる便
益無比の珍書

外323

表
て

醫學士

石田安衛先生校閱
杉本成藏先生著

(四六形一百八十頁)

家庭萬病治療全書

定價金五十錢
郵稅金八錢

要目

本書は、一般の衛生、有らるる病症の豫防、治療、小兒養育法、小兒病及び看護法等家庭に於いて、病的必要に關する卑近の事項、一切を細述せり

○衛生總論 ▲室内の衛生 ▲室外の衛生 ▲被服の衛生 ▲飲食物の衛生 ▲飲食物の種類と性質

○諸病豫防及治療法 ▲肺病 ▲胃病 ▲腸の病 ▲咽喉と口腔の病 ▲脳の病 ▲胸膜の病 ▲氣管支病 ▲鼻腔の病 ▲心臓の病 ▲肝臓の病 ▲脾臓の病 ▲肋膜の病 ▲脊髓の病

○病の豫防及治療法 ▲膀胱の病 ▲睾丸の病 ▲陰茎の病 ▲子宮の病 ▲腎部の病 ▲精液の障害 ▲體質病 ▲中毒 ▲傳染病

○看病法 ▲看病の要旨 ▲服薬 ▲病人の飲食物 ▲傳染病者の看護

○妊娠中の衛生 ▲妊娠の徵候 ▲妊娠中の養生 ▲出産 ▲産後の

○小兒養育法 ▲飲食 ▲牛乳と母乳 ▲被服 ▲入浴 ▲睡眠 ▲頭髪 ▲皮膚病 ▲眼の病 ▲花柳病 ▲雜病

○看病法 ▲看病の要旨 ▲服薬 ▲小兒病及び看病法 ▲小兒病 ▲看病法 ▲體溫計使用法

○應急手當

東京眼科病院長
井上豊太郎先生述

近眼トラホーム療養法

價金十八錢
郵稅四錢

~~356~~ 317.79
~~38.~~ Mu76

終

